

秋田県福祉サービス第三者評価結果表

① 第三者評価機関名

インクルージョン秋田第三者評価研究会

② 施設・事業所情報

名称： あさひ保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 高橋 妙子	定員（利用人数）： 90 名	
所在地： 秋田市手形字山崎92番18号		
TEL： 018-832-8833	ホームページ： taitoukai.jp/smarts/index/1/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成16年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 太東会		
職員数	常勤職員： 22 名 非常勤職員 7 名	
専門職員	（専門職の名称）21 名	
	保育士17名（うち主任保育士1名 副主任保育士1名）	保育士3名
	栄養士1名 調理師3名	看護師1名 用務員3名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	8（事務室、乳児室、ほふく室 2～5歳児室、遊戯室、厨房）	消防設備・冷暖房設備

③ 理念・基本方針

<p>【保育理念】 人としての心、生きる力を育て 乳幼児期を生き生きとすごさせる</p> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と協力しながら、家庭養育を補い、子どもの状況や発達をふまえ、一人ひとりを大事にする保育を掛ける。 ・物心両面から保護者の負担軽減に努め、保護者が安心してゆだねられる子育て支援に努める。 ・子どもの安全・健康に配慮し、保育環境を整えながら自己を十分に発揮、活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。 ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもの育成に努める。 ・入所している子どもの保護者や地域の子育て家庭の支援に努め、その社会的役割を果たす。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・夜8時までの延長保育
- ・休日保育
- ・レンタカーを使つての園外保育
- ・クッキング保育

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成31年4月19日（契約日）～ 令和2年1月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時）	2回（平成25年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・普段は、子どもたちと交流することの少ない給食職員が、保育補助として保育現場に関わる機会を設けており、子どもや保護者との交流、保育士の仕事への理解を深めるとともに本来の給食業務にも生かされ、『職員全員が保育者』『みんなの先生、みんなの子ども』という園長の思い描くあるべき姿の実践に管理者としての指導力を発揮している。
- ・さくら保育園・あさひ保育園・ほどの保育園3園の人事交流や園内研修、法人内の他園との取組みや実践発表を聞く機会を設けるなど、自園の振り返りと新たな保育への展開につながる質の向上に向けた取組みを行っている。
- ・年間テーマに沿った園内研修を計画的に実施しており、その実践内容は、一冊の『研究誌』としてまとめられ、全職員に配布している。このことにより、一年間全員で取組んできた成果に対する職員の仕事への達成感と自信の創出につながるものであり評価に値する。

◇改善を求められる点

- ・中・長期計画は策定されているが、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容や具体的な取組みを示す計画となっていない。また、その計画を達成するための裏付けとなる収支計画も策定されていないことから、今後は数値目標や具体的な成果等の設定と中・長期計画達成の裏付けとなる収支計画の策定を望む。
- ・実習生受入れマニュアルが整備され、意義や方針、受入れ窓口、オリエンテーションの実施方法等が明記され、実習生の希望も取入れた実習プログラムにより積極的な取組みを行っているが、実習指導者に対する研修の実施が今後の課題である

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・職員全員でマニュアルや子どもとの関わりや環境構成について検討し進めて来た事で概ね良い評価を得ることが出来た。今後もこの評価を維持していけるようにしたい。
- ・中長期計画についてはきちんと数値目標を立て、裏付けとなる収支計画を策定していきたい。
- ・実習指導者に対する研修については今後検討し、研修が実施できるようにしていきたい。
- ・今回の第三者評価を受け、全職員が保育園を周知し、保育の向上にも繋がっていった。この機会だけでなく学んだことを今後の保育へ生かしていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

【共通評価項目】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念、基本方針は、ホームページやパンフレット、入園のしおり等に記載し、明文化している。保育理念は、保育園の使命や目指すべき方向性を明確にし、基本方針は、職員の行動規範となる具体的内容となっている。職員会議で入園のしおりを全職員に配布し説明している。保護者には、入園時や懇談会で資料を配布し説明している。また、欠席した保護者には後日資料を配布している。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月開催される秋田市保育協議会施設長会で行政からの情報を基に待機児童の状況等地域の動向や変化を把握している。毎月のさくら保育園・あさひ保育園・ほどの保育園3園の園長、主任による幹部会で予算執行状況や入園状況等の把握、分析を行っている。</p>		
③	I-2-(1)-②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の3園の園長と主任による幹部会において財務資料の確認を行い、予算の進捗状況や在園児の状況等を確認し、その中で浮かび上がってきた経営課題について改善に向けた検討を行っている。毎月の職員会議において、幹部会で明らかとなった経営状況や改善すべき課題を職員に周知している。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・◎・c

<コメント> 中・長期計画は策定されているが、数値目標や具体的な成果を設定するなど、実施状況の評価を行える内容や取組みを示す計画にはなっていない。また、その計画を達成するための裏付けとなる収支計画も策定されていない。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㊟・b・c
<コメント> 単年度の計画は、中・長期計画の内容を踏まえた実行可能な具体的な内容となっており、月別入所見込み数や保育の具体的な取組み内容を設定し、実施状況の振り返り、評価を行えるものとなっている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<コメント> 中・長期計画は、3園の施設長で意見を集約し、その計画案を幹部会に図り、策定されている。事業計画は、リーダー会議や主任会議での意見を踏まえて幹部会で策定している。4月の職員会議においては職員全員に配布し、施設長がその内容の説明を行い周知している。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㊟・b・c
<コメント> 入園時と年度初めに計画内容を要約した資料を配布し、保護者が理解しやすいような工夫を行っている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組み

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<コメント> 年1回園全体の自己評価を、3段階による評価表を使って行う体制が整備されている。定期的に第三者評価を受審しており、園内研修では、園の課題・改善すべき事項の検索と見直し等を組織的に行っている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<コメント> クラスリーダーが中心となり、園の自己評価結果を集計し、その評価項目ごとの意見や改善策等保育園として取り組むべき課題が検討されている。園内研修では、マニュアルの見直しや保育環境の検討等、継続的に組織的な取組みを行っている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>自らの役割と責任については、職務分担表（職務分担と詳細）に文書化しているとともに職員会議等で表明し、職員に周知している。事故発生や感染症発生時等、有事における管理者の役割と責任については、不在時の権限委任等を含め明確化している。園だよりにも掲載し表明している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>各種研修会への積極的な参加や毎月開催する秋田市保育協議会施設長会等における情報交換により、幅広い分野について遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。職員に対しても職員会議を通して、その都度遵守すべき法令等を周知している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価受審までの取組みや職員会議、園内研修等の話し合いの場に積極的に参加し、保育の質の現状と課題を継続的に把握し、指導や助言を行っている。職員の資質向上に努め、外部の研修にも積極的に職員を参加させている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>事務室以外でもデータ入力ができるようパソコンの台数を増やし、記録入力の効率化に取組んでいる。また、給食職員を1名増やし、保育補助として保育業務に関わることで子どもや保護者との関係性を円滑にするなど、業務の実効性を高めるための具体的な取組みに指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中に職員の資質向上と育成が明示されており、各種外部研修への参加や研究誌の発行、自己評価や人事考課が計画的に実施されている。また、3園での人事交流や定期的な人事異動による活性化に努めている。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント> 保育理念や保育方針、『和顔愛語』により、「期待される職員像」を明確にしている。俸給表の改定や新たな職務手当の創設、準職員から正職員への昇格実施や必要となるスキルを獲得するための研修等キャリアアップのための総合的な仕組みが確立している。年2回の職員との個人面談を通して職員の意向や希望を把握する場を設けるとともに、その改善策等を検討し、実施している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊤・b・c
<p><コメント> 年2回の職員との個人面談の機会を設けて、悩みや就業に関する意向などを把握する体制を確立している。仕事と生活の両立に配慮し、職員の希望を取り入れた勤務表の作成や勤務調整や急な勤務変更にも対応している。また、パソコンの台数を増やして、事務室以外でも記録の入力を可能とするなど、記録作業の効率化を図ることで職員の時間外労働の削減にも取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント> 人事考課自己申告書に基づき、年度初めに職員個々の自己目標が設定され、その進捗状況や目標の成果について、年2回実施する個人面談を通して課題の解決や目標を共有する仕組みが確立されている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊤・b・c
<p><コメント> 基本方針や『和顔愛語』の中に、組織が職員に求める「基本的姿勢や意識」を明示している。職員本人の意向や経験年数、職責等によるキャリアアップの仕組みに対応した研修計画が策定され、その計画に基づき教育・研修が実施されている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㊤・b・c
<p><コメント> 職員個々の経験年数、職責等によるキャリアアップの仕組みに対応した研修計画が策定され、職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。研修参加者は復命書を作成し、主任保育士のコメントを付して、回覧し、全職員に伝達している。職員別研修履歴が整備され、その結果は次の研修計画に反映している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊤・c
<p><コメント> 実習生受入れマニュアルが整備され、意義や方針、受入れ窓口、オリエンテーションの実施方法等が明記されている。園だよりによる保護者への周知や職員会議を通しての職員へ</p>		

の説明が行われている。また、実習生の希望も取り入れた実習プログラムにより積極的な取組みを行っているが、実習指導者に対する研修の実施が今後の課題である。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページ等の活用により、法人・保育所の理念や基本方針、提供する事業内容や財務等に関する情報並びに園の活動内容等が広く適切に公開されている。苦情内容は、保護者に対し園だよりとは別に、必要に応じて文書を出し、公表している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所における事務、経理、取引等について年2回内部監査を実施するなど、定期的に確認している。税理士による外部監査を5年毎に行っており、その指摘及び指導事項については幹部会で検討し、経営改善として取組みを行っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>近隣の高齢者施設との行事における相互交流や地域の方を招いての伝承遊び会、ボランティアや学校教育の受け入れなどを行っている。また、東部子育てネットワークに参画して情報の収集及び発信を行い、地域の中での子育てを支援している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れマニュアルを整備し、基本姿勢を明文化している。また、受入れ担当者を定め事前に打ち合わせを行い、受け入れの内容や方針を職員に周知している。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所の役割や機能を達成するために必要な関係機関の連絡先を取りまとめている。子ども未来センターや東部子育てネットワーク、小児療育センター、オリブ園等との連携を図り、職員会議を通じて情報の共有を図っている。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	㊤・b・c
<<コメント> 常時、電話や見学で相談を受ける体制を整えている。未就園児には園の開放や情報提供、相談見学時には子育てネットワークの年間計画等を通じてお知らせしている。また、一時預かり保育や誕生会で来園した際には、発育や食事等の相談を受けている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㊤・b・c
<コメント> 東部子育てネットワークに参加し、関係機関や民生児童委員と連携することで、地域の福祉子育てニーズの把握に努めている。また、誕生会における園開放や一時預かり保育時に育児や食事等の子育てに関わるなど多様な相談に応じている。地域の高齢者施設との相互交流活動も定期的に行われている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊤・b・c
<コメント> 保育方針及び職員の誓いに「保護者と協力しながら、家庭養育を補い、子どもの状況や発達をふまえ、一人ひとりを大事にする保育」「子どもの人権を守り、一人ひとりを大事にする保育」を明記し、職員会議で定期的に周知を図り、全職員が共有する機会を設けている。保育理念及び方針・目標は、法人ホームページへの掲載やパンフレットに記載するほか、園内に掲示され、職員並びに保育園全体の意識向上を図り、一人ひとりの子どもを尊重した保育に取り組んでいる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	㊤・b・c
<コメント> 保育場面ごとの手引き書や子ども虐待防止等のマニュアルが整備され、職員会議や園内研修を通じて全職員への周知と理解を図っている。保護者にも入園のしおりを通して説明を行い、記録書類も適切に管理されている。園内の環境設備においては、子どものプライバシーが保たれるよう工夫している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊤・b・c
<コメント> 法人ホームページへの情報掲載やパンフレットの配布のほか、見学や一時保育サービス希		

<p>望者の問い合わせには、主任保育士や園長がパンフレット等を用いて説明をしている。ホームページやパンフレットは写真や図の使用、色の使い分けなど、見やすく工夫されている。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育所の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>㊤・b・c</p>
<p><コメント> サービスの開始や変更時にあたっては、園での生活やサービス内容がわかりやすく記載されている「入園のしおり」を基に説明を行い、園の定めた書面様式により同意を得ている。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>㊤・b・c</p>
<p><コメント> 保育サービスの継続性に配慮し、転入・転出した園児については、必要に応じて他の保育園や関係機関と電話等を通じて情報連携を図っている。また、卒園児の保護者が相談を希望した場合は、適宜担当者が対応している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>㊤・b・c</p>
<p><コメント> 日々の連絡帳や登園退園時における会話、意見箱設置のほか、クラスごとの親子交流会や個人面談、保護者アンケートを通じて、定期的に意見や要望の把握に努めている。アンケート結果の集計を課題に抽出して、職員会議や研修会で共通認識を図っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>㊤・b・c</p>
<p><コメント> 苦情等対応マニュアル及び苦情解決体制が整備され、保護者へは「入園のしおり」を通じて説明を行うほか、園内にも苦情解決の申し出について掲示されている。苦情対応記録簿も整備され、速やかに組織的対応が図られている。苦情解決第三者委員へも理事会を通して園の状況説明等を定期的に報告している。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>㊤・b・c</p>
<p><コメント> 「入園のしおり」において、複数の相談方法や相談相手を選べること、苦情解決第三者委員制度についても説明を行っている。送迎時に園長をはじめ職員が会話を多くする工夫して、保護者に声掛けをしている。また、個別の相談については、プライバシーが保たれるように相談室で行うなど、環境面でも配慮が図られている。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>㊤・b・c</p>

<p><コメント> 相談苦情解決のマニュアルに沿って、園長がリーダーシップを取りながら速やかに対応できるように努めている。日々の連絡帳や送迎時における保護者との会話によって相談や意見の把握を行い、内容によっては保護者へ書面を通じてフィードバックを行っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊦・b・c
<p><コメント> 「事故発生等緊急時対応マニュアル」や「防災マニュアル」を整備し、責任者の配置を行い、事故報告記録や事例収集を基にして、園内研修などで対策や再発防止策を検討する取組が行われている。また、防犯監視カメラを設置して安全管理に努めているほか、職員が定期的に救急救命講習を受けている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 職員の対応や役割などを明確にした「感染症対策マニュアル」が整備され、職員会議や研修会において職員への周知徹底が図られている。感染症流行期や発症時には、玄関や各クラス入口等に速やかに情報掲示や保健便りを通して、速やかに保護者への情報提供を行っている。また、看護師は、検診や予防接種状況及び特記事項等を記載した個別の健康管理ファイルを作成している。専門業者が来園しての手洗い等の研修会も実施している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 「防災マニュアル」及び「消防計画」を策定し、災害時の対応体制が決められている。様々な災害を想定しての避難・安全訓練の年間計画を作成し、毎月実施の避難訓練と年1回の消防署立会いの総合避難訓練が適宜に実施されている。食料品備蓄においては備品係が決められており、定期的な買い替えや在庫管理が行われている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㊦・b・c
<p><コメント> 保育場面ごとの多様な手引き書が整備され、職員会議や研修会・新人研修で周知徹底し、共通理解を図りながら保育の提供が行われている。保育理念や保育方針の基、一人ひとりの子どもの尊重、プライバシー保護、子どもの権利に関わる姿勢も明示されている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊦・b・c
<p><コメント> 保護者からの意見があった場合や、会議や研修会の場でも出された意見や課題を、職員会議</p>		

で話し合い、見直し・検証されている。新たな知識や技術等の導入があった際も、適宜話し合い見直しを行っている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の策定責任者を置き、個人面談などで子ども一人ひとりの情報を把握し、園で定めた様式に記載されている。必要に応じて小児療育センター、特別支援学校、嘱託医師などの協力助言を得て、個別ごとに具体的な計画が策定されている。また、保護者の意向確認と、園の看護師や栄養士など必要な専門職も参加してのアセスメント協議が実施されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>クラス会議や年齢別単位での会議において、定期的にモニタリングを評価し、月案を職員会議に提出しながら、職員全員が状況を確認共有して見直しに努めている。見直しまたは変更された指導計画の内容は、職員会議で報告されているほか、職員連絡用ノートの回覧で全体での共通認識が図られている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達状況や生活状況、目標・評価等を児童票や保育日誌等に適切に記録している。さらには職員がいつでも閲覧できるようにしており、職員会議などの場でも共有化を図っている。記録要領の作成については、外部研修に参加した職員が復命研修を行い、園長や主任が中心となり、職員会議や研修などで指導が行われている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護マニュアル」が整備され、個人情報取扱業務概要説明書において責任者及び担当者を定め、文書等は事務室内の書庫で一括管理されている。職員会議や研修等で定期的に注意喚起を行いながら管理の徹底を図っている。個人情報の取扱いについては、保護者より文書にて同意を得ている。</p>		

【内容評価項目】

A-1. 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
①	A-1-(1)-①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㊦・b・c
<コメント> 「全体的な計画（保育課程）」と「年間指導（保育）計画」は、保育の基本理		

<p>念、保育の基本方針や保育目標に基づいて保育に関わる職員が参画して編成している。また、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成され、定期的に評価と見直しを行い、次の編成に活かしている。</p>		
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>		
②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㊦・b・c
<p><コメント> 玄関ホールは広く明るいほか、床暖房になっている。各部屋に、弱酸性次亜混合液を入れた「ハセッパ水加湿器」を設置している。トイレは自動照明で、手洗い場の高さは蛇口に子どもの手が届くようにし、ロールカーテンを活用して光を遮断し、パーティションに使用するなど様々な工夫をしている。また、室温、湿度の調整、換気、音や声の大きさなどに配慮し、心身の健康と情緒の安定が図れるよう保育環境を整備している。</p>		
③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 一人ひとりの発達を月案にし、個別の指導計画に反映させている。子どもに分かりやすい言葉遣いで穏やかに話しかけるほか、保育の中で気になる場面では子どもの内面や状況を理解し、個々の要求、甘えを満たしながら信頼関係を築いていくようにしている。職員会議では、子どもの発達過程や家庭環境など、一人ひとりの子どもの状態を十分把握したうえで記録し、共有する取組みをしている。</p>		
④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 一人ひとりにロッカーが設けられ、子どもが自発的に着脱などをしようとする気持ちが尊重され、子どもの成長に合わせた生活習慣の援助を行っている。廊下や保育室は広く、1階遊戯室のステージを可動式にするなど、子供が活動しやすい環境が整備されている。</p>		
⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊦・b・c
<p><コメント> 散歩に出かける機会を多くもち、近所の公園で自然に触れ、プランター菜園や植物を育てたりしている。クッキングでは、一つの物を作り上げる機会も設けている。トトロの日（園外保育）にはレンタカーで、毎月各クラスが自然や社会と関わり、公共の場での社会的ルールを身につくようにしている。子ども達が好きな玩具・遊具を選んで遊べるようにし、異年齢児交流を積極的に行っている。</p>		
⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント> 年間指導計画を基に、健康的で安全な環境のもとで、一人ひとりの子どもの生理的要求を満</p>		

<p>たした生命の保持及び情緒の安定を図っている。送迎時には子どもの様子を伝え合うほか、連絡帳などで連携を密にしている。個々の成長に合わせて玩具等を用意し、発達を促している。個別の指導計画を作成し、一人ひとりの生活リズムに配慮し、睡眠時に呼吸や健康状態を定期的に確認している。季節により室温等の調整も行われ環境が整備されている。</p>			
⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>廊下に子どもの手が届きやすい高さの玩具棚を置き、自由に取り出して遊べるようにしている。食事時は給食職員が食べている様子を見て関わっている。朝と延長保育、土曜保育で異年齢児との交流を行っている。個々の成長に合わせて自我の育ちを受け止め、子どもの気持ちに寄り添って過ごせるようにするなど、養護と教育の一体的な保育に取り組んでいる。保護者とは連絡帳や個人面談などで連携を図っている。</p>			
⑧	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳児には玩具が多く用意され、自由に遊び、友だちとの関わりも楽しむことができる環境になっている。玩具棚にある玩具を文字や写真で示し選びやすくしている。4歳児には進級に向けて、いろいろな経験を通して毎日の生活に必要な生活習慣、態度、言葉を身につけるとともに、まわりの人や出来事、自然の変化に興味や関心をもち、感性を豊かにすることを年間指導計画の目標としている。5歳児は、7月のお泊まり保育や小学校への体験入学など、就学に向けた生活のリズムを整えていけるよう家庭との連携を密にしている。</p>			
⑨	A-1-(2)-⑧	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>点字ブロック・1階にバリアフリーのトイレ・手すりの設置など、園内がバリアフリーになっている。「入園のしおり」に障害児保育事業(入所希望者があれば、ノーマライゼーションの立場から保育園の集団の中で過ごせるよう保育しています。職員は、障がい児研修を受けております。)と明示している。障がい児の特性に合わせ、専門機関と連携して子どもの様子を知り、個別指導計画をたて、保育へとつなげている。</p>			
⑩	A-1-(2)-⑨	<p>長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>長時間にわたって園で過ごす子どもには活動や休息の調和を図りながら、安心した雰囲気の中で園生活ができるように配慮している。家庭との緊密な連携により、登園時の子どもの状況をファイルやバインダーを通して担当保育士に引き継ぎが行われている。長時間保育を見据えてデイリープログラムを見直し、保育内容の充実に努めている。手作りおやつも提供している。</p>			

⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント> 5歳児担任が研修を受けるほか、保護者には入学するにあたっての文書を配布し、小学校への体験入学や、職員間の話し合い等の機会を設けている。また、東部地区幼保小連絡協議会に参加し、連携をとっている。保育については、保育所保育指針に示される5領域の内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を基に、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、取組んでいる。保育所児童保育要録は、園長の責任の基に関係する職員が参画し、作成している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊟・b・c
<p><コメント> 登園時の子どもの健康状況を関係職員に伝達している。「衛生管理マニュアル」・「感染症対策マニュアル」・「事故発生等緊急時対応マニュアル」が整備され、保健・健康管理計画が作成されている。ほけんだよりを毎月発行し、保護者が感染症などに対応できる内容になっている。また、怪我をしたときの状況を保健連絡票で保護者に連絡し、事故後の経過も記録している。入所面接の際、SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する資料を配布し、1歳3ヶ月まではタイマーを用いて5分毎に睡眠状態を確認して、睡眠チェック表に記入している。</p>		
⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	㊟・b・c
<p><コメント> 家庭での予防接種後、検診はその都度、結果を専用の用紙に記入し提出してもらい、把握している。嘱託医による健康診断を年2回、歯科検診は年1回実施し、結果を看護師が記録し、保護者へ書面にて伝えている。職員会議で職員に周知され、結果を保健に関する計画等に反映させた保育を行っている。</p>		
⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント> 保護者から提出された生活管理指導表を基に、アレルギー疾患、慢性疾患等を全職員が把握し、エピペンの使用方法等の研修により知識・情報も得ている。医師の指示のもと、保護者との連携を密にして子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。色違いのお盆を使用して個々の除去食、代替食の対応をしている</p>		
A-1-(4) 食事		
⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	㊟・b・c
<p><コメント> 給食時に食育パネルを設置し、食に興味を持てる取組みをしている。園庭で育てた野菜を食材にするなど、楽しく食べられるように工夫をしているほか、食材に触れる機会を設け、食欲を引き出している。苦手な食べ物を食べた時は褒め、自信となるよう声かけをしている。</p>		
⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㊟・b・c

＜コメント＞ 離乳食から幼児食への移行は子どもの発育状況を保護者と話し合いながら進めている。行事食として七夕そうめん、柏餅、桜餅等を取り入れ、季節を感じられるようにしている。3歳以上児は、クッキングの中で、だまこもち作りを体験している。保護者には献立表・離乳食献立表を配付し、親子交流会では食事を提供している。

A-2. 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	㊸・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行い、関係職員全員で共通理解を図っている。情報交換の内容は記録され、指導計画に反映している。お便りの他、親子交流会にて保育の意図や保育内容・園が目指す子どもの姿等を伝え、保護者の理解を得るようにしている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
⑱	A-2-(2)-①保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	㊸・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組みを行っている。延長保育を行うほか、地区の保育園の子どもも利用できる休日保育を実施している。相談窓口となる担当者があるほか、相談内容によっては、園長・主任もサポートできる体制をつくり、保護者への支援につなげている。保護者との相談内容は記録され、必要に応じて職員会議で共通理解を得ている。</p>		
⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㊸・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>登降園時や保育中に保護者や子どもの様子に細心の注意を払い、身体や言動を確認している。児童虐待防止法の児童虐待の定義に該当する兆候が見られた場合は、園長、主任等複数のチームでチェックシートに記録し、情報の共有化を図り、研修も実施している。「児童虐待の防止について」のマニュアルの中に記載されている秋田市要保護児童対策地域協議会（児童相談所、警察、医療等22の機関で構成されている。）と連携をしている。</p>		

A-3. 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊸・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>保育の質の向上に向け、保育士等の自己評価の実施方法を定めている。記録や職員間の話し合いを通じて保育の実践を振り返り、自己評価を定期的に行い保育内容の改善に活かされている。保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>		